

令和 5 年 8 月 15 日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役社長 竹内一弘 様

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一

日本野鳥の会山形県支部
支部長 細谷 千鶴子

日本雁を保護する会
会 長 呉地 正行

「(仮称) 加茂風力発電事業」の建設予定地に近いラムサール条約湿地 である大山上池・下池に生息する希少鳥類の保全に関する要請書

日頃より、当会ならびに連名する各団体の活動に関しまして、ご理解やご協力をいただき、誠にありがとうございます。

貴社が山形県の鶴岡市加茂地区で建設を計画している(仮称)加茂風力発電事業に関して、建設予定地に近いラムサール条約湿地である大山上池・下池とその周辺に生息する希少鳥類の保全の見地から、以下の通り事業の中止を要請します。

1. 上池・下池を中継地および越冬地として利用するガン・ハクチョウ・カモ類と高館山周辺を渡り経路として利用するガン・ハクチョウ類などの大型鳥類で、衝突死や障壁影響などが発生すると予測されることから現段階で事業を中止することを要請します。
2. 計画地およびその周辺を繁殖地や越冬地、渡り経路として利用する希少猛禽類で衝突死や障壁影響などが発生すると予測されることから現段階で事業を中止することを要請します。

理由

【渡り鳥の保護の観点から】

山形県内では唯一のラムサール条約湿地(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地)である大山上池・下池は、山形県以南で越冬するガン・カモ・ハクチョウ類の渡り移動経路および中継地、また、3千羽のコハクチョウや6万羽のマガモをはじめ、天然記念物のオオヒシクイやマガンなど冬鳥の飛来地、越冬地となっております。大山上池・下池は環境省が参加を推奨する「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」への参加基準を満たしており、また、(公財)日本野鳥の会が世界共通基準に則り選定した「重要野鳥生息地」である IBA にも選定されていることなどから、国際的にみても我が国にとっても国内有数の水鳥の重要生息地となっております。

このような渡り鳥にとって重要な場所から1.5~3.5kmという近距離に風力発電施設(以下、風車と言う)を建設した場合、鳥類に対しどのような影響が生じるか予測することは一般的には困難ですが、植田・嶋田(2009)から、マガンがねぐらなどから飛び立って、導入が予想される4,000~5,000kW級風車の高さ180mに計画地がある山地の標高200mを加えた380mの飛行高度に達するのに、理論的には少なくとも6km以上の距離が必要と考えます。また、上池・下池からガン・ハクチョウ類が高館山方面に向けて、池の上で100m程度の高度まで旋回上昇してから飛び立ったとしても、池から計画地までの1.5kmの距離では飛行高度は150~200m程度にしか達しないと私たちは考えます。そのまま計画地に向かって飛べば、バードストライク(鳥衝突)が起こるか、風車を避けて飛ぶ障壁影響が発生すると予測します。

さらに、関島ら（2021）によれば、オオヒシクイなど大型水禽類の渡り時の実際の飛行高度は対地高度で30～130mを飛行していることが多いことから、鳥海山を含む遊佐町方面から渡って来るガン・ハクチョウ類等が高館山近傍で導入予想風車の高さ 180mを超えて上方を飛行することはできず、鳥衝突や障壁影響が発生すると予測します。Hötker et al. (2006)、Rees (2012)、日本野鳥の会（2016）によれば、海外ではガン・ハクチョウ類やカモ類で風車への衝突死が多数起きており、浦ら（2015）によれば国内でもカモ類で多くの衝突死が生じていることが報告されています。また、Hötker et al. (2006) では、多くのガン類で風車建設により障壁影響が生じたことも確認されています。なお、秋田県にかほ市や福井県あわら市においてガン・ハクチョウ類で風車建設による障壁影響が生じていることをレーダー調査により日本野鳥の会が確認しています。衝突死だけでなく、障壁影響が鳥類に与える影響は小さくはなく、Masden et al. (2009) および Masden et al. (2010) によると、鳥は渡り距離が50km伸びると、体重の1%が余計に減少すること、また、日常の移動時に1日10km風車を迂回すると、その日に使うエネルギーの20%を余計に消費してしまうことが理論的に証明されています。

これらのことから私たちは、貴社が計画地とする場所に風車を建設すると、上池・下池を中継地および越冬地として利用するガン・ハクチョウ・カモ類で、また、高館山周辺を渡り経路として利用するガン・ハクチョウ類などの大型鳥類で衝突死や障壁影響などが発生すると予測します。私たちは、国際的に保護されているラムサール条約登録湿地を利用する鳥類を保護するという観点で、予防原則に基づき、貴社に対しては、現段階で事業を中止することを要請します。

【希少猛禽類の保護の観点から】

貴社による調査では、計画地およびその周辺には、5つがい10羽のクマタカのほか、オオタカ、ミサゴ、サシバ、ハチクマの繁殖が確認されており、冬季にはオオワシ、オジロワシなど多くの希少猛禽類の生息が確認されるなど、計画地はこれらの鳥類の生息において国内でも有数の生物多様性ホットスポットになっています。

これらの希少鳥類には、風力発電施設の建設による鳥衝突や生息地放棄の発生など影響を受けやすい種が多く含まれ、当該事業の実施が計画地およびその周辺に生息するこれらの希少鳥類に及ぼす影響は大きいことから、事業を中止しない限りは、影響を回避できないと予測します。国内では希少猛禽類についてオジロワシ73羽、ミサゴ9羽、オオワシ3羽、ハチクマ1羽、ハヤブサ1羽で風車への衝突死が発生しており、Thaxter et al. (2017) など海外事例からみても猛禽類は風車に対し衝突死しやすい鳥類と認識されています。また、Hötker et al. (2006) では猛禽類は障壁影響が起きやすい鳥類とされており、実際に日本野鳥の会では北海道の宗谷岬でオオワシ・オジロワシの、愛媛県の佐多岬半島ではハチクマやノスリで風車の存在による渡り経路の変更が生じていることを確認しています。そして、2023年8月2日に新聞各社により、鶴岡市長の定例記者会見の内容を報じる中で、運転開始から2年も経たない6月下旬に貴社が運営するJRE 鶴岡八森山風力発電所でクマタカが風車に衝突死した可能性があることと鶴岡市に報告したことが報じられました。また、日本野鳥の会（2020）では徳島県で風車建設によりクマタカが営巣地を放棄したことが、Nishibayashi et al. (2021) ではクマタカが風車建設中から営巣地を遠くに変更した営巣地変更が起きたことが報告されています。おそらく貴社および上記の営巣放棄事例に関わる事業者はクマタカへの影響を回避・低減するための保全措置を講じていたものと思いますが、クマタカの衝突死および営巣地放棄・変更について、人間が考え得る保全措置では、影響の発生を防げないということを示していると私たちは考えます。事後に保全措置を講じても効果を期待できないのであれば、予防原則に基づき、立地選定の段階でこれらの希少鳥類および風車に対し脆弱な鳥類の生息地を選ばないようにする必要があります。

これらのことから私たちは、貴社が計画地とする場所に風車を建設すると、計画地およびその周辺を繁殖地や越冬地、渡り経路として利用する希少猛禽類で衝突死や障壁影響などが発生すると予測します。私たちは、国内希少野生動物種にも指定されているクマタカやオオワシ、オジロワシなどの希少猛禽類を保護するという観点で、予防原則に基づき、貴社に対しては、現段階で事業を中止することを要請します。

以上